

## IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

## IASB、激しい超インフレーションの期間後の IFRS 初度適用に係る IFRS 第 1 号の改訂を公表

### 目次

- 改訂
- 発効日

### 要点

- 本改訂は、IFRS に準拠した財務諸表の表示を再開する、または初めて IFRS に準拠した財務諸表を表示する「激しい超インフレーションから脱した企業」にガイダンスを提供している。
- 本改訂に従うと、企業の IFRS 移行日が機能通貨が正常化された日以降である場合、企業は IFRS 開始財政状態計算書において、機能通貨が正常化された日より前に所有していたすべての資産および負債を IFRS 移行日現在の公正価値で測定し、その公正価値をみなし原価として使用することを選択できる。
- 機能通貨が正常化された日が 12 ヶ月の比較期間中である場合、完全な 1 組の財務諸表がこのようなより短い比較期間を対象に提供されると仮定すると、比較期間は 12 ヶ月未満になることがある。
- この免除規定を利用する企業は、機能通貨がどのように、そしてなぜ激しい超インフレーションに陥ったかの状況、およびその状態の終了を導いた状況を記載しなければならない。
- 本改訂は 2011 年 7 月 1 日以降開始する事業年度より発効し、早期適用が認められる。

### 改訂

2010 年 12 月 20 日、国際会計基準審議会 (IASB) は IFRS 第 1 号の「激しい超インフレーション」の改訂（「本改訂」）を公表した。本改訂は IFRS に準拠した財務諸表の表示を再開または初めて IFRS に準拠した財務諸表を表示する、激しい超インフレーションから脱した企業にガイダンスを提供している。

## 激しい超インフレーション

以下の2つの特徴を有している場合、超インフレーション経済下の通貨は「激しい超インフレーション」に陥っている。

- ・当該通貨での取引および残高を有するすべての企業が、信頼性のある一般物価指数を利用できない。
- ・当該通貨と比較的安定した外貨との間の交換可能性がない。

「機能通貨が正常化された日」とは、上記2つの特徴のどちらかまたは両方がもはや存在せず、したがって通貨がもはや激しい超インフレーションに陥っていないとき、または企業の機能通貨が激しい超インフレーションに陥っていない通貨に変更されたときである。

本改訂は、企業のIFRS移行日が機能通貨が正常化された日以降である場合、企業はIFRS開始財政状態計算書において、機能通貨が正常化された日より前に所有していたすべての資産および負債をIFRS移行日現在の公正価値で測定し、その公正価値をみなし原価として使用する選択ができる免除規定をIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に追加する。

### 見解

公正価値をみなし原価として使用するこの免除規定は、機能通貨が正常化された日より前に保有していた資産および負債に対してのみ適用されなければならない。IFRS移行時に企業が保有しているその他の資産および負債には適用してはならない。さらに、親会社の機能通貨が激しい超インフレーションに陥っているが子会社の機能通貨が陥っていない場合、子会社はこの免除規定を適用できない。

この選択から生じるすべての修正は、IFRS移行日に資本に直接認識され、企業は、どのように、そしてなぜ激しい超インフレーションに陥っていた機能通貨を機能通貨としたか、および、その後、どのように、そしてなぜ機能通貨とすることを中止したかについての説明を添付しなければならない。

機能通貨が正常化された日が12ヶ月の比較期間の中である場合、(IAS第1号10項により要求されるような)完全な1組の財務諸表がこのようより短い比較期間を対象に提供されると仮定すると、比較期間は12ヶ月未満になることがある。企業はIFRS第1号22項に従って、IFRS非準拠の比較情報および過年度の要約の開示が財務諸表の利用者にとってより有用な情報を提供することとなるかどうかを企業は検討すべきである。

### 発効日

本改訂は2011年7月1日以降開始する年度より発効し、早期適用が認められる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト([www.tohatsu.com](http://www.tohatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約170,000人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohatsu.com/deloitte/](http://www.tohatsu.com/deloitte/) をご覧ください。